

Clarivate 規約

本規約は、お客様が当社のプラットフォーム又はウェブサイトからインストール又はアクセスするか、若しくはお客様の注文書、作業明細書、見積書、その他の注文書類（それぞれを「**注文書**」といいます）に記載された Clarivate 製品、サービス、及びその他の納品物（「**製品**」といいます）の使用に適用されます。「**当社**」及び「**Clarivate**」とは、注文で定める Clarivate の企業体をいいます。「**お客様**」とは、注文書で定めるお客様の企業体をいいます。

注文書、特定の製品及びサービス条件、注文書又は本条件で参照された適用文書、及び本規約（当社により適宜更新されます）は、両当事者間の全ての合意事項を構成し（「**本合意**」といいます）、何らかの不正がある場合を除き、これに先立つ一切の協議又は表明に優先します。お客様が発注書等に組み込もうとするその他の契約条件は、たとえ Clarivate が便宜上その文書に署名していたとしても除外されるものとし、お客様は、製品の使用をもって、本規約の条件を承諾したものとみなされます。お客様は、製品へのアクセス、更新、支払い、または使用を続けることにより、本規約の最新版に同意し、受諾したものととなります。

1. 当社製品及びサービス

(a) 注文書 お客様の注文書には、製品、その数量、該当するライセンス及び制限事項、料金及び課金額、許可されたユーザー（「**認定ユーザー**」といいます）、及びお客様の注文に関連するその他の情報を定めています。

(b) 知的財産 当社製品（その基盤となるソフトウェア、データモデル、データベース、又はデータセットを含みます）、サービスを提供するために使用された既存のコード、コンテンツ、方法論、テンプレート、ツール、又はその他の素材、及び当社製品のコンフィギュレーションや改良に関する全ての所有権と権利は、当社と当社のライセンサーに帰属します（総称して「**Clarivate IP**」といいます）。Clarivate IP は、当社の重要な知的財産、秘密情報及び営業秘密を構成するものであり、お客様は、本合意で明示的に許可されている範囲内でのみ、Clarivate IP を使用することができます。お客様は、Clarivate IP の不正利用を発見した場合、直ちに Clarivate に通知しなければなりません。

(c) コンプライアンス Clarivate 及びお客様は、本合意に基づく自己の義務に関連して適用される法律、規則、規制、輸出規制及び経済制裁（「**適用法**」といいます）に従うものとします。

(d) アップデート 製品は適宜変更されます。当社が当社製品に根本的な変更を加えたことにより、お客様による当社製品の使用が大きく損なわれる場合、お客様は、変更後 30 日以内に書面で通知することにより、変更された製品を解約することができます。

(e) パスワード 製品には、お客様によるアクセスに認証（例えばパスワード）を必要とするものがあります。パスワードを共有したり、権限のないユーザーにアクセスさせたりすることは固く禁止されています。各当事者は、Clarivate IP の安全性を維持し、権限のない者がアクセスすることのないように、業界標準のコンピューター環境を維持するものとします。

(f) 使用情報 当社は、お客様による製品の使用に関する情報を収集することができます。当社はかかる情報を、ユーザーが関心を持つと思われる製品、サービス又は機能の推奨、当社製品の試験及び改善、並びに本合意に基づく当社の権利の保護及び行使など正当な業務上の理由のために使用できるものとし、当該目的のためにかかる情報を当社の第三者プロバイダーに提供することができます。

(g) フィードバック及び知見 お客様から Clarivate IP に関する意見、推奨、提案、アイデア又はその他何らかのフィードバック（「**フィードバック**」といいます）の提供を受けた場合、当社は、お客様に対して義務を負うことなく、無制限にそのフィードバックを利用及び活用することができますが、お客様は、Clarivate IP に関していかなる権利も得るものではありません。Clarivate がいずれかの製品（プロフェッショナルサービスを含みます）の提供にあたり開発した一般的な知識、スキル及び経験、並びにアイデア、コンセプト、プロセス、ノウハウ及び技術を、当社は自由に使用することができます。ただし、当社がお客様の秘密情報やその他の専有的情報を使用することはありません。

機械学習、アルゴリズム又は言語モデルなど（「AI 技術」といいます）のお客様の人工知能アプリケーションを含む又はこれらに関連した方法で、製品の基盤となるものであり Clarivate が独占的に所有するデータに製品を通じてアクセスしたり使用したりしてはならず、(ii) いかなる形態又はメディアにおいても、何らかのコンテンツ（例えばコード、言語、ソフトウェア、サービス、テキスト、声、音声、図、イラスト、ワークフロー、イメージ、ビデオ、その他のアウトプット）を作成するために、製品の基盤となるものであり Clarivate が独占的に所有するデータに製品を通じてアクセスしたり使用したりしてはなりません。

(g) 制限 本合意において別途明示的に許可されていない限り、お客様は、社内用に限って製品を使用するものとし、(i) Clarivate IP の全体又はその一部を単独で、又は他の製品、サービス、材料の一部として、販売、サブライセンス、配布、展示、保管、複製、修正、逆コンパイル又は逆アSEMBル、変換、リバースエンジニアリング、ベンチマーク、フレーミング、ミラーリング、翻訳又は移転してはならず、(ii) Clarivate IP の派生的データベースを作成したり、Clarivate IP へアクセスし又はこれを使用して、Clarivate 又はその第三者プロバイダーが提供する製品と競合する又は代替となる派生物、サービス、又は製品（ツール、アルゴリズム又はモデルを含みます）を作成してはならず、(iii) ペネトレーションテストを行ってはならず、(iv) 製品又はその基盤となるデータについて、いかなるテキストマイニング又はデータマイニング、インデキシングを行ってはならず、(v) 製品又はその基盤となるデータを、いかなる第三者の技術とも共に使用してはならず、(vi) Clarivate IP について手段の如何を問わず第三者や権限のないユーザーに対してアクセス、使用又は利益享受をさせてはなりません。疑義を避けるために明記すると、いかなる場合においても、適用法において両当事者間の合意で制限ができない法的権利の行使は排除されません。

(h) お客様の責任 お客様に法令又は規制違反がある場合、又は以下の事項に関連して当社又は第三者の権利侵害（不正使用を含みます）が発生した場合は、お客様が責任を負うものとします。(i) お客様のコンテンツ又はお客様が当社に対して行った指示、(ii) Clarivate IP をお客様が結合、改変したこと、若しくは他の制作物や素材とともに使用したこと、(iii) 当社が提供したアップデートをお客様がインストールしなかったこと、又は (iv) お客様が本合意に違反したこと。お客様はまた、お客様を通じて製品の利益を享受する第三者による請求に対しても責任を負うものとします。お客様が本規約第 2 条(e)又は同(f)に違反して製品を使用した場合、お客様は、当社の依頼に応じて全ての侵害物を削除又は破棄しなければなりません。本項に規定される状況において当社が費用を負担したり損失を被ったりした場合、お客様は、当該費用を Clarivate に支払うものとします。

3. 情報サービス

(a) 定義 「情報サービス」とは、何らかの形式（Clarivate が提供するツール、アルゴリズム、プロセス、ウェブプラットフォーム、API、データフィード、カスタムデータセット、シンジケートレポートなどを含みます）のデータ、メタデータ、メトリクス、チャート、グラフ、文献、又はその他の情報（総称して「ライセンスされた情報」といいます）を提供する製品をいいます。

(b) ライセンス お客様の認定ユーザーは、社内の分析及びリサーチ目的に限り、情報サービスを使用することが出来ます。Clarivate が提供するウェブプラットフォームで情報サービスにアクセスする場合、認定ユーザーは、自身が使用するために合理的に必要な量のライセンスされた情報を閲覧、ダウンロード及び印刷することができます。当社は、ライセンスされた情報の「合理的な量」を、同一製品の他のユーザーの平均的な使用率とそのユーザーによる使用率を比較して判断します。

(c) 配布 認定ユーザーは、不定期に、必要に応じて臨時的に、ライセンスされた情報の限定的な抜粋を、付随的なサンプルとして、又は説明やデモンストレーションを目的として、自身の通常の業務において作成した報告書又はその他の文書に含めて、権限を持たないユーザーに対して社内配布することが出来ます。当社は、それだけでは独立した商業的価値を持たず、かつ、当社、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供するいかなるサービス又は製品（又は、その本質的な部分）の代替としても使用することができない分量のライセンスされた情報を、「限定的な抜粋」と判断します。以下の場合、お客様はライセンスされた情報を配布することが出来ます。(i) 認定ユーザー間での配布、(ii) お客様を調査する政府及び規制当局から求められた場合、当該政府及び規制当局に対する配布、(iii) お客様に法律や財務に関する助言を提供するために必要な範囲で、お客様の代理人に対する配布、並びに (iv) Clarivate と第三者間で書面により同意することを条件として、当該第三者に対する配布。お客様は、上記の方法で配布を受けた関係者による使用が本合意の条件を順守したものであることについて、責任を負うものとします。ライセンスさ

れた情報をお客様のためのみホストするホスティングサービスについては、同意する必要はありません。ただし、当該第三者はいかなる目的においてもデータにアクセスしたり使用したりしないものとします。

(d) 帰属及び表示 お客様は、本合意の許可に従ってお客様の業務でライセンスされた情報を引用し抜粋する場合、出典として Clarivate を適切に表示しなければなりません。Clarivate を出典とする表示やライセンスされた情報を使用する際、いかなる文脈においても Clarivate を「専門家」とみなしてはならず、また、ライセンスされた情報については、これを不正確に表示したり、その文脈から切り離したりしてしまうことが無いようにしなければなりません。当社の事前の書面による同意がない限り、ライセンスされた情報をいかなる治安当局に対しても提出してはなりません。

4. インストール型ソフトウェア

(a) 定義 「インストール型ソフトウェア」とは、お客様のサーバーにダウンロードされた又は実装されたソフトウェアをいいます。

(b) ライセンス お客様は、インストール型ソフトウェアを、お客様内のユーザーのためのみインストールすることができます。注文書に別段の定めがない限り、ソフトウェアライセンスにはアップデート（バグ修正、パッチ、メンテナンスリリース）、アップグレード（新機能又は追加機能を含むリリース又はバージョン）、API 又はプロフェッショナルサービスは含まれません。注文書には、お客様に許諾された設定、ユーザー、場所、特定の操作環境、その他の許諾事項及び制限事項が定められています。お客様は、インストール型ソフトウェアをオブジェクトコードでのみ使用することができます。バックアップについてはお客様自身の責任であり、バックアップ目的に必要な場合に限ってインストール型ソフトウェアを複製することができます。

(c) 納品 注文書に別段の定めがない限り、当社は、インストール型ソフトウェアをダウンロード可能な状態にして納品します。お客様は最初にお客様のシステム管理者の情報を Clarivate に提供する必要があります。また、当社ソフトウェアの入手又はインストールについて確認を求められることがあります。

(d) 受領 注文書に別段の定めがない限り、お客様は、インストール型ソフトウェア及び文書をダウンロードすることでそれを受領し、本合意に従って使用することを承諾したものとします。

5. ホスト型ソフトウェア

(a) 定義 「ホスト型ソフトウェア」とは、インターネットを通じて利用可能となる当社のソフトウェアアプリケーションをいいます。

(b) ライセンス お客様は、当社のホスト型ソフトウェアを、お客様の社内用に限り使用することができます。注文書には、お客様の権限のあるユーザー、場所、その他の許諾事項及び制限事項が定められています。お客様がマルチテナントソリューションを利用しているか、そのようなサービスを含むメンテナンスサービスを購入している場合を除き、ソフトウェアライセンスにはアップデート（バグ修正、パッチ、メンテナンスリリース）、アップグレード（新機能又は追加機能を含むリリース又はバージョン）は含まれません。

(c) 納品 当社は、当社のホスト型ソフトウェアへのオンラインアクセスをお客様に提供することにより、当該ソフトウェアを納品するものとします。注文書に別段の定めがない限り、お客様は、当社がホストするソフトウェアにアクセスすることによって、本合意に従ってそれを使用することを承諾したものとします。

(d) コンテンツ お客様は、お客様のコンテンツを使用、保存及び処理する許可を Clarivate に与えるものとします。ホスト型ソフトウェアの納品に必要な範囲（トレーニング、調査補助、技術サポート、その他のサービスを含みます）で、当社、当社の従業員及び当社の請負業者はお客様のコンテンツにアクセスし使用します。当社は、適用法により求められた場合を除き（この場合当社は、お客様に通知を行う合理的努力を行うものとします）、ホスト型ソフトウェアをサポートする以外のお客様のコンテンツを公開しないものとします。当社は、適用法によって義務付けられる場合やお客様のコンテンツが本合意に違反している場合、お客様のコンテンツを消去又は無効化できるものとします（この場合当社は、かかる行為をお客様に通知するよう合理的努力を行うものとします）。お客様は、契約期間の終了前にお客様のコンテンツをエクスポートすることができます。また、お客様がコンテンツをエクスポートでき

ず、当社がコンテンツにアクセスできる場合は、当該サービスに関する注文書を締結することによって、お客様の費用負担で、当社はそのコンテンツのコピーをお客様に提供することができます。

(e) セキュリティー 権限のない第三者がお客様のコンテンツへアクセスしたことを当社が把握した場合、当社は、適用法に従ってお客様に報告し、確認されたセキュリティーの脆弱性を是正する合理的努力を行うものとし、また、当社のホスト型ソフトウェアは、お客様のコンテンツを保護するよう設計されていますが、お客様のコンテンツのバックアップを維持する責任はお客様自身が負うものです。当社の違反によりお客様のコンテンツが失われた場合又は損傷を受けた場合、当社は、お客様が使用できる最新のバックアップコピーから、ホスト型ソフトウェアにお客様のコンテンツを復元させる支援を行うものとし、また、

6. プロフェッショナルサービス

(a) 定義 「プロフェッショナルサービス」とは、あらゆるプロフェッショナルサービスのことをいい、Clarivate が提供する実装、カスタマイズ、コンフィギュレーション、移行サービス、管理サービス、コンサルティングサービス、スクリーニング、調査及び分析、並びにウォッチングサービスを含みますがこれらに限定されるものではありません。

(b) ライセンス 注文書に別段の定めがない限り、お客様は、以下の事項を条件として、注文書に定められた納品物を所有するものとし、(i) Clarivate IP についての全ての知的財産権は当社に帰属し、お客様は、社内で納品物を使用するために必要な範囲で Clarivate IP を使用するためのライセンスを付与されること。また (ii) 当社既存製品のコンフィギュレーションや変更版（実装サービス及びカスタムデータセットを含みますがこれらに限定されるものではありません）が納品物に含まれている場合、その納品物に関する全ての知的財産権は当社に帰属し、お客様は、関連製品を使用するために付与されるライセンスと同じ方法で、これを使用するライセンスを付与されるものとし、また、注文書に別段の定めがない限り、お客様は、納品物を以て納品物が受諾されたものとみなされることに同意します。

(c) 変更 各当事者は、書面（e メールを含みます）により、プロフェッショナルサービスに対する変更を依頼することができます。ただし、両当事者がそれぞれ、変更の影響とそれに伴い必要となる本合意の変更が記載された正式な変更注文書に署名するまで、いかなる変更も効力を有さないものとし、また、いずれの当事者も、変更に対する同意を不当に保留してはなりません。

(d) アクセス Clarivate が関連するプロフェッショナルサービスを提供するために必要な場合、お客様は、必要に応じて、お客様の敷地、設備、及びシステムへの合理的アクセスを当社社員に提供し、お客様の敷地における当社社員の健康及び安全を確保し、また、適格で経験のあるお客様社員が全面的に協力することを保証しなければなりません。当社は、当社社員が、お客様の敷地内において、事前に Clarivate に通知されたセキュリティー、健康及び安全性、並びに秘密保持に関する要件を確実に遵守するための合理的な措置を講じるものとし、また、

7. API 及びデータフィード

(a) インフォメーションサービス 当社が API 又はデータフィードを介してライセンスされた情報をお客様の使用に供する場合、お客様が受領するデータには、情報サービスに関する規約（上記第 3 条）が適用されます。お客様は、ライセンスされた情報がお客様のファイアウォールで保護されるようにし、お客様の認定ユーザーのみがこれにアクセスできるようにしなければなりません。当社がデータフィードを介してライセンスされた情報を納品する場合、お客様は、適時お客様のデータストアにライセンスされた情報を読み込み、それを維持する責任を負います。当社が API をお客様の使用に供する場合、お客様は、お客様自身の技術システムにおいて、該当する情報サービスでクエリを行い、認定ユーザーに対してライセンスされた情報を表示することが出来ます。ただし、Clarivate が承認した認定を常時表示しておかなければなりません。

(b) ソフトウェア お客様が当社のホスト型ソフトウェア及びインストール型ソフトウェア（総称して「ソフトウェア」といいます）をコンフィギュレーションするために、又は当社のソフトウェアを第三者

のプログラム若しくはサービスと相互運用するために（「クライアントコンフィギュレーション」といいます）、Clarivate はお客様に対して API を提供することがあります。当該 API は、適用される文書及び使用条件に従い、関連するソフトウェアとともに使用されなければなりません。当社は、クライアントコンフィギュレーションについてのあらゆる責任を放棄します。

(c) キー 当社の API 及びデータフィードキーについては、(i) 方法の如何を問わず共有してはならず、(ii) 複数のインターフェースに用いてはならず、また (iii) Clarivate が開発又はマーケティングを行う製品の重要な機能を模倣するような方法で使用してはならず、Clarivate、当社の関係会社又は第三者プロバイダーが提供する製品と競合するものであると合理的に判断されるような方法で使用してはなりません。当社が合理的な要求を行った場合、お客様はインターフェースシステムを実証しなければなりません。

8. 料金

(a) 支払及び税金 お客様は、注文書に別段の定めがない限り、請求書の日付から 30 日以内に、一切の控除なく、適用される税金とあわせて、当社料金及び合理的費用を支払わなければなりません。当該支払は、注文書で定められた通貨で行われるものとします。当社は、支払遅延に対しては、月 1 パーセントの遅延利息又は最も高い法定利息（これらのいずれかであって低いほうの利息）、及び当社の合理的料金回収費用（弁護士費用を含みます）を課すことが出来ます。当社の料金に税金は含まれず、税抜きで表示されています。お客様は、一切の控除や源泉徴収無しで、料金を支払うものとします。ただし、法律によりお客様に対して控除や源泉徴収が義務付けられる場合、お客様は、Clarivate に対する支払額が、当該控除や源泉徴収が掛からない場合に当社が受領する金額と同じ額となるよう、追加料金を支払うものとします。請求書に関する異議は、15 日以内に Clarivate に対し書面で通知しなければなりません。異議が通知された請求書は、当該異議が解決次第、支払われるものとします。

(b) 変更 当社は、お客様に少なくとも 60 日以上前に書面で通知を行うことで、製品の更新料金を変更することができ、かかる変更は各更新期間の開始日から有効となります。お客様の弁済能力が低下したと当社が判断した場合、当社は、サービスを継続して提供する前に、お客様が全部又は一部の料金を支払うよう、要求することができます。当社の銀行口座番号の変更を求める依頼を電子的に受け取った場合は、当社の財務部門にご連絡ください。

(c) 使用の増加 お客様の注文書に使用の制限が定められている場合、お客様による使用がその制限を超えたときは、注文書に定められた価格又は当社の最新の標準価格のいずれか高い方に基づいて、お客様は追加料金を支払わなければなりません。お客様の注文書で定められたライセンスがエンタープライズライセンス又はサイトライセンスである場合、当社の料金は、注文書日付の時点におけるお客様の組織の規模や予想されるユーザー数、サイトのロケーション及び対象となる人数に基づいて定められています。これらの要因のうちいずれかが大幅に増加した場合（例えばお客様が新しい関係会社を取得した場合など）、当社は当該料金を変更する権利を留保します。

9. プライバシー

各当事者はあらゆる場合において、EU 一般データ保護規則（EU GDPR）、英国一般データ保護規則（UK GDPR）、英国 2018 年データ保護法、及びその他の個人データの使用に関する適用法（個人の権利及び国際間転送に関する法律を含みますが、これに限定されません）（以下「データプライバシー法」といいます）に従って個人データを収集、開示、保存、又はその他の方法で処理するものとします。当社は常に、当社のプライバシー通知（ここに参照することにより、本合意に組み込まれるものとします）に従い、個人情報を取り扱います。各当事者は、本合意に基づく活動に関連してデータプライバシー法の違反の申し立てに伴う調査、請求、申立、訴訟、裁判、法的手続又は告訴に関わる調査及び救済について相互に支援するため、合理的な努力を行うものとします。各当事者は個人データを保護するため、適切な物理的、技術的及び組織的措置を維持するものとし、全ての第三者データ処理業者にこれを維持するよう求めるものとします。お客様は、製品に含まれる個人データ（お客様が提供したデータ及び Clarivate がお客様を代理して収集したデータを除きます）を使用して、e メールの一括送信、大量送信若しくは一斉送信、又

は広告や販売促進資料の公開若しくは配布を行ってはならず、適用法で禁止された方法により当該データを使用してはなりません。お客様は、製品中に存在する全ての個人情報（そのようなデータがお客様によって提供されたものではなく、Clarivate がお客様を代理して収集したものではない場合において）を、いかなる目的のためであろうと、AI 技術によってプロセスしてはなりません。お客様は、お客様によるデータプライバシー法の遵守（該当する場合、個人データを処理するための法的根拠を判断することを含みます）について自ら責任を負うことを認めるものとします。当社がお客様を代理し処理者として個人データを処理する場合、<https://clarivate.com/terms-of-business> にてアクセス可能である「データ処理に関する追加条件」が本合意に組み込まれるものとします。「データ管理者」、「個人データ」及び「処理」という用語は、該当する場合、EU GDPR 又は「データ処理に関する追加条件」において定義される意味を有するものとします。

10. 秘密保持

各当事者は、(i) 他方当事者の秘密情報を保護するために業界標準の管理上の措置、物理的措置、及び技術的措置を取るものとし、(ii) 本合意の履行（当社による製品の提供を含みます）に関する目的でのみ他方当事者の秘密情報を使用するものとし、また、(iii) 適用法により求められる場合又は本合意の履行、管理若しくは執行のために必要な場合（当社が下請業者と当該秘密情報を共有する必要がある場合を含みます）を除き、他方当事者の秘密情報をいかなる者に対しても開示しないものとします。いずれかの当事者が、他方当事者の秘密情報を開示するよう法令又は裁判所命令により要求された場合、当該命令を受けた当事者は、適切な保護命令その他の救済措置を受けられるよう、他方当事者に対し通知するものとします。ただし、そのような事前の通知を行うことが裁判所又は政府機関により禁止されている場合は除きます。各当事者の秘密情報には、秘密である旨の表示がある情報のほか、Clarivate IP（その開発方法や、その基盤となるモデルやデータベースなどを含みます）に関する情報や価格設定に関する情報など、一般的に秘密情報であると判断される情報が含まれますが、公知の情報、公知となった情報、秘密保持義務に違反することなく非秘密情報として入手した情報は含みません。

11. 監査

(a) 監査権 当社又は当社の代理人は、少なくとも 10 営業日前の通知により、通常の営業時間中にお客様による本合意の遵守についての監査を行うことができますが、これは、Clarivate が製品の使用状況を電子的にモニターする権利を制限するものではありません。ただし、お客様の違反があると考えられる合理的な理由がある場合又は第三者プロバイダーから当社へ要求がある場合を除いて、当社の監査は 12 か月に 1 回以下とします。

(b) 費用 監査によりお客様の本合意への違反が明らかになった際には、お客様は、(i) 不足料金、及び (ii)（お客様が支払った料金が 5 パーセントを超えて不足している場合、又は第三者プロバイダーが監査実施にかかる費用を Clarivate に請求する場合）監査実施にかかる合理的費用を支払うものとします。

12. 保証及び責任の排除

(a) 保証の限定 当社は、(i) 商取引上合理的な技術及び注意をもって製品を提供すること、(ii) 当社のインストール型ソフトウェアが納品後 90 日間その文書に実質的に合致していること、及び (iii) 当社のホスト型ソフトウェアがその時点で有効な文書に実質的に合致していることを保証します。製品の動作又は納品に中断が生じないこと、又はエラーが生じないことを当社は一切保証しません。適用法で認められる最大限の範囲において、当該保証及び注文書で定められたいずれかの製品に特有の保証は Clarivate による排他的な保証であり、当社は、明示又は黙示の他の一切の保証、表明及び約束（性能、商品性、特定目的への適合性、正確性、完全性及び最新性についての保証、表明、及び約束を含みます）を放棄します。

(b) ソフトウェア 当社がソフトウェアに関する有効な保証請求を合理的な期間内に是正できない場合、お客様は、当社に書面で通知を行うことにより、該当するソフトウェアのライセンスを解約することがで

きます。当社は、さらなる責任を負うことなしに、そのソフトウェアの注文書の発効日から5年間の定額法減価償却を元に、該当する全ての料金を返金するものとします。

(c) プロフェッショナルサービス 納品から30日以内にお客様が当社に対して有効な保証請求を書面で行う場合、当社は当該プロフェッショナルサービスを是正するものとします。当社が有効な保証請求を合理的な期間内に是正できない場合、当社はさらなる責任を負うことなしに、不適合があったサービスに適用される全ての料金を返金し、お客様に書面による通知を行うことで、関係するサービスを終了することができます。

(d) 助言の否定 当社は、情報の提供のみを目的とした製品を提供しています。当社は、お客様に対して製品へのアクセス及び使用を許可することで、何らかの助言（法律、医学、臨床、財務又はその他についての助言）を提供しているものではありません。製品に関するお客様の解釈は、お客様自身が全面的に責任を負うものです。助言が必要な場合は、製品の解釈について法律又は財務の専門家に相談されることをお勧めします。お客様は、お客様（又はお客様を通じて製品にアクセスする全ての者）が製品に依拠して行った判断に起因する一切の訴訟又は損害について、当社が責任を負わないことを認めるものとします。当社は法律事務所又は専門的アドバイザーではなく、弁護士と依頼者の関係、医師と患者の関係、又はその他の信任若しくは専門的職業上の関係が生じるものではありません。

(e) 第三者の素材 当社は、製品内のリンクを通じてアクセス可能な第三者の技術又は第三者の素材、及びこれらから生じる請求について、一切の責任を負わず、何ら義務を負うものではありません。

13. 責任

(a) 無限責任 いずれの当事者も、適用法で責任の免除や制限が容認されていない (i) 詐欺、(ii) 過失による死亡や人身傷害、(iii) 支払、払戻に関する請求、又は (iv) 重過失を含むその他の責任について、免除又は制限されず、本合意のいかなる内容もそうした免除や制限を行うと解釈されないものとします。

(b) 損失の除外 いずれの当事者も、(i) 逸失利益、ビジネスの機会損失、収益の逸失、予測される費用削減、データの損失、営業権の損失、又は (ii) 特別損害、付随的損害、懲罰的損害、間接的損失、派生的損失、或いは予測される費用削減について責任を負いません。

(c) 制限事項 制定法上の義務の違反、不法行為、過失を含め、本合意に起因又は関連して生じた全ての請求（総称して「請求」といいます）について、各当事者（及び Clarivate の第三者プロバイダー）が負う責任の合計は、実際に発生した直接的損害の金額を超えず、該当する請求の対象製品に関して責任が生じる原因となった最初の事象の発生に先行する12か月間に支払われるべき金額（又は、本合意の最初の12か月以内に請求が生じた場合は、最初の12か月間で支払われるべき金額）を上限とします。

(d) 請求 お客様は、請求の譲渡又は移転を行うことができず、請求を提起する場合は、その発生から12か月以内に行わなければなりません。

(e) 責任の否定 当社は、以下の事項が原因で、当社製品に不具合、エラー、又は遅延が生じた場合は責任を負わないものとします。(i) お客様や第三者のテクノロジー又はネットワークに不具合の原因がある場合、(ii) 使用説明書に従わなかった場合や推奨される技術的な最小要件を満たしていない場合など、お客様による作為又は不作為がある場合（製品の適切な使用を除く）、(iii) お客様による製品の変更、(iv) お客様による適切かつ十分なウイルス又はマルウェア対策の導入や維持、又は適切かつ十分なバックアップ及び復元システムの導入や維持がなされていないこと、(v) 当社がお客様に提供したアップデートをお客様がインストールしていないこと、又は (vi) その他当社の責に帰さない事由により、製品に不具合や履行遅滞が生じた場合。上記のいずれかの事由によって当社製品に不具合が生じたことが明らかになった場合、当社は、不具合の調査に要した費用をその時点の料金でお客様に請求する権利を留保します。お客様から依頼を受けた場合、当社は、両当事者で合意する料金で、不具合の解決をサポートします。

(f) 第三者の知的財産 Clarivate が提供する製品が第三者の知的財産権を侵害している旨の申し立てをお客様がその第三者から提起された場合であって、お客様による当該製品の使用が本合意の条件に準拠している場合、当社は、その請求からお客様を防御し、裁判所がお客様に対して最終的に命じた賠償額又は当社が承認した和解に含まれる賠償額を支払うものとします。ただしその場合、お客様は、(i) 当該請求につい

て速やかに書面で Clarivate に通知し、(ii) 当社が合理的に要求する情報を提供し、かつ、(iii) 防御及び和解内容について Clarivate がそれを承認することを条件とします。当社は、当社が提供したものではない要素に起因する請求について、責任を負いません。当社のいずれかの第三者プロバイダーのデータ、ソフトウェア又はその他の制作物のみ起因して生じた当社の責任は、当社がかかる第三者プロバイダーから回収した金額を、お客様を含む全ての顧客から受けた請求数で割った金額に限定されます。

(g) 軽減 各当事者は、本合意に基づき発生し、払戻や補償など他方当事者から回収を試みる損失、債務、請求又はその他の費用について、制限又は軽減を行うための合理的な措置を講じるものとします。さらに、製品が第三者の知的財産権を侵害している又は侵害の可能性がある場合、当社は、当社の費用及び選択により、**(a)** 同等の機能を維持しながら、侵害しないように製品を交換又は修正するか、**(b)** お客様が本合意に従って製品の使用を続けるための権利を確保するか、又は、**(c)** 製品を終了し、按分した料金をお客様に払い戻します。

(h) 衡平法上の救済 各当事者は、他方当事者の知的財産、秘密情報又は企業秘密の不正利用に対する救済措置として損害賠償では不十分な可能性があることを理解し、いずれの当事者も、本合意の違反に対する救済措置として衡平法上の救済（特定履行や差止めによる救済など）を求めることができます。

14. 期間、終了

(a) 期間 製品の期間及び更新期間は、注文書で定められています。いずれかの当事者が注文書に定められた製品の全部又は一部の更新を希望しない場合、当該当事者は、現期間が終了する 30 日以上前に、書面で他方当事者に通知しなければなりません。

(b) 停止 当社は、以下に該当する場合には、書面の通知により製品とその他の Clarivate IP の使用を停止又は制限したり、本合意を解約したりすることができます。**(i)** 第三者プロバイダー、適用法、裁判所又は規制当局による要求があった場合、**(ii)** お客様が支払不能の状態に陥った場合や当社の競合他社と提携した場合、又はそのような可能性があるとは合理的に判断される場合、又は **(iii)** セキュリティーの侵害、本合意に基づくお客様の義務（支払義務を含む）の違反、又は第三者の権利侵害や適用法の違反が生じた場合、又はそのような可能性があるとは合理的に判断される場合。当社は、かかる停止又は制限を行う事由と、該当する場合は、お客様が製品を再度使用するために実施しなければならない措置を明記した通知を行います。お客様が 30 日以内にかかる措置を講じなかった場合、又は是正することができなかった場合は、当社は本合意を解約することができます。お客様の作為又は不作為に起因する停止や制限が行われている期間中の料金は全額支払われるものとします。

(c) 解約 当社は、90 日前に書面で通知することにより、提供が停止される製品に関連して本合意の全部又は一部を解約することができます。いずれの当事者も、他方当事者が重大な違反を犯し、是正を求める催告から 30 日以内にかかる重大な違反が是正されない場合（是正が可能な場合）、書面による通知をもって直ちに本合意を解約することができます。当社がお客様の違反又は支払不能を理由として解約する場合を除き、本合意に基づいて解約された場合は、終了日までに提供された全ての製品についての料金は支払われなければならないが、前払いされた料金は按分して払い戻されます。移行補助は、当該サービスのための注文書を締結することで提供されます。

(d) 終了の効果 別段の合意がなされている場合を除き、本合意の終了をもってお客様のライセンス及び使用に関し許諾された権利は直ちに終了し、お客様は、お客様又は第三者が管理又は所有している製品及び Clarivate IP（そのコピーを含みます）を永久にアンインストール、消去、削除又は廃棄し、要求があればこれを書面で証明しなければなりません。本合意が終了しても、**(i)** 終了日までに生じたお客様の当社に対する支払義務は免除されず、**(ii)** 有効なその他の権利や義務には影響を与えず、また **(iii)** その性質上権利義務が継続すべき場合には、当該権利義務は終了しないものとします。

15. 不可抗力

支払義務を除き、いずれの当事者も、（これらに限定されるものではありませんが）天災、政府の行為、戦争その他の対立、市民による暴動、気候条件、火災、爆発、停電、設備故障、労使紛争や労働争議、必

要物資の入手不可、及びこれらと同類のものなど、自らが合理的に制御できない事由によって不履行や履行遅滞が生じた場合、免責されるものとします。

16. 第三者の権利

当社の関係会社及び第三者プロバイダーは、本合意に基づく当社の権利及び救済の利益を受けます。その他のいかなる第三者も、本合意に基づく権利又は救済を受けることはできません。

17. 一般条項

(a) 譲渡 お客様は、当社から事前に書面で同意を得ることなく、本合意を他者に譲渡又は移転することはできません。当社は、自己の事業再編の一部として本合意の全部又は一部を譲渡又は移転する場合、書面によりお客様に通知します。ただし、製品に悪影響が生じないことを条件とします。

(b) マーケティング 当社は、お客様を取引先として言及し、マーケティング資料、顧客リスト、プレゼンテーション資料、及びその他の関連資料において、お客様の商号、商標、サービスマーク、ロゴ、ドメイン名、及びその他のブランドに関連する特徴的要素を使用することができます。

(c) 改訂 当社は、本合意を随時改訂することができ、改訂による変更は更新時に有効になります。

(d) 執行可能性 本合意は、修正により本合意が根本的に変更される場合を除き、いかなる場合も、効力を生じるために必要な最低限の範囲で修正されるものとします。

(e) 勧誘の禁止 Clarivate は独立した契約者です。お客様は、当社との契約期間中及びその終了後 12 か月の間、直接間接を問わず、Clarivate の一切の人員に対して雇用や雇用契約の勧誘や募集を行ったり、勧誘や募集を試みたりしてはなりません。ただし、特定の人員を明確に対象としない一般的な広告や採用活動から生じる雇用については、妨げられません。

(f) 履行 当社は、世界中のいずれかの事業所から、又は当社の関係会社や第三者を通じて、当社の義務の全部又は一部を履行することができます。かかる関係会社や第三者は秘密保持義務を負っており、当社はこれらの履行について責任を負うものです。

(g) 見出し及び要約 見出し及び要約は、本合意の解釈に影響を与えないものとします。

(h) 権利放棄 いずれの当事者も、権利や救済の行使を遅延し、又は行使しなかったとしても、その権利や救済を放棄したとはみなされません。

(i) 準拠法及び裁判管轄 本合意又は注文書に関連した紛争が生じた場合、Clarivate とお客様は、法的手続きを開始する前に、紛争を解決するための協議を行うことに同意するものとします。そのような解決の試みが成功しなかった場合、各当事者は、本合意（その成立を含む）に起因又は関連して生じる請求について、注文書で定められた排他的な準拠法に準拠し、排他的な管轄裁判所に服することに同意します。本合意に関する何らかの訴訟がいずれかの裁判所に提起された又は審理が行われた場合、お客様及び Clarivate は、陪審員裁判の権利を明示的かつ意図的に放棄するものとします。

(j) 優先性 本合意において矛盾が生じた場合、注文書、参照文書（特定の製品及びサービス条件を含みません）、本合意の残りの条件の順に優先します。

(k) 通知 Clarivate への通知は、contract.admin@clarivate.com 宛に送信してください。お客様への通知は、注文書で定められたお客様の法人及び住所宛てに送られます。各当事者は、事前に書面で他方当事者に通知することにより、自らの通知先に関する情報を更新することができます。

最終更新：2024年3月 (Version 3.2)